

戸浪裕之 提出 学位申請論文（課程博士）

『教部省の政策と神道事務局・皇典講究所』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、「教部省の政策と神道事務局・皇典講究所」と題し、明治五年（一八七二）四月二十八日、教部省によって設置された教導職を中心とする大教宣布運動について、「制度」と「思想」の両面を論じたものである。本論文は、序章と終章を含めた全十章と附論一編より成っているが、内容的には大きく三部に分かれる。すなわち、第一部が第一章から第三章までで、神道教導職の神道思想に関する論考であり、第二部は第四章と第五章から成る島地黙雷を中心とする神道

論に関する論考、そして最後の第三部が第六章から第八章にかけて論じられている神道事務局及び皇典講究所に関する論考から成る構成となっている。

序章では、本論文の意図と構成が述べられており、大教宣布運動については、宗教史・教育史・政治史などの分野において多くの研究が蓄積されており、宣教使・教導職の制度的側面については、ほぼその全貌が明らかにされてきたと言えるが、その一方で、大教宣布運動の拠点となった大教院や神道事務局の組織や制度、宣教使・教導職の思想についての研究はあまりなされていない。こうした研究状況を鑑みて、本論文では、(1) 神道教導職の思想の解明、(2) 神道事務局の制度と活動の解明、の二点を具体的な研究課題に設定して論を進めていくことが述べられている。

第一部である第一章から第三章では、教部省の設置過程に見る明治政府の国民教化政策の理念と構想などを確認するとともに、第一の研究課題である神道教導職の思想の一端を明らかにすること目的として考察が加えられている。

第一章「教部省の設置と国民教化―明治政府の国民教化に関する覚書―」では、神官教導職の思想を具体的に考察する前提として、まず明治政府内における国民教化政策の理念や構想について論じられている。すなわち、教部省設置の過程において、神祇官・神祇省、仏教者、左院、正院で国民教化に対する理念や構想が各々異なっていたこと、「三条教則」に繋がる教化理念が、宣教使時代から見られること、また設置当初の教部省では、「三条教則」を「教法」ではなく「国法」として見ていたことなどが考察されている。

第二章「明治の神道と三条教則―神道系「三条教則」衍義書考―」では、神道教導職の思想を考察する一環として、国井清廉・田中知邦・田中頼庸・岡本経春の著わした「三条教則」の衍義書を取りあげ、その特色を考察することで、神道系の「三条教則」衍義書には、どのような類型化が可能であるのかが考察されている。その結果、「三則《敬神》帰一」型という類型を見出し、神道系の「三条教則」衍義書には、「天神造化説」「神恩神徳論」「神賞神罰論」「産須那社」信仰

論など、平田国学に淵源する思想が見られ、とりわけ「神恩神徳論」が、彼らの「敬神」論の核になっていることを指摘している。

第三章「田中知邦の神道論―神官教導職の思想の一側面―」では、第二章の問題意識を受けつつ、田中知邦の神道論について「三条教則」衍義書以外の著書から考察したものである。本章では、知邦の神道論を、①神理解、②存在世界の認識、③靈魂観・倫理観・「安心」論の三点に整理し、まず神理解では、知邦は天照皇大神・大穴牟遲神・産土神を殊に崇敬すべき神として見なしており、死後の「安心」を掌る神として、天之御中主神を重視する姿勢も見せている。存在世界の認識では、「天神造化説」の立場に立ち、世界が「天神によって創造されたものである」と認識しているが、特に重視している世界として、「天」「地」「幽界」の三つが挙げられる。人間の靈魂が「神の賦与し給ふ」ものであるとの認識に立ちつつ、倫理として「忠孝」が重視され、知邦の考える「安心」とは、「忠誠・功勳ノ大ナル」者となつて、「赫々タル神明ト仰ガレ、永ク其隆徳ヲ千載ニ

垂レ、遠ク盛威ヲ万国ニ輝カス」ことにあつたと指摘している。

第二部である第四章と第五章では、研究課題の第一と研究課題の第二を時期的に繋ぐものとして、大教院体制、ひいては教導職制度に大きな変容を齎した真宗教団の大教院分離運動と、その背景にある神道論が考察されている。

第四章「神仏合併大教院の解散―島地黙雷の大教院分離運動―」では、神仏合同の大教院体制を崩壊に導いた真宗教団の大教院分離運動について考察を行ない、それを「造化三神」が仏教側によって否定され、神道の神々が限定されていく過程として捉える。そして「日本型政教分離」の媒介項となる「三条教則」の「敬神」の内実は、「造化三神」ではなく、皇祖神天照大神と歴代天皇への尊崇に限定されたものになったことを指摘している。

第五章「島地黙雷の神道論形成―「神〓祖先」論の形成過程を中心に―」は、島地黙雷の「神〓祖先」論に注目して、その形成過程を考察したものである。まず黙雷の「神〓祖先」論が明確な思想像として現われるのは、明治七年六

月末以降であることを指摘している。また「一向専修」を宗義とする真宗が、世間の「通義」である「三条教則」の「敬神」を受容するために、まず「敬神」から宗教的な「造化三神」を排除することによって「非宗教」としたこと。ついで「祖先」以外の神々をすべて切り捨て、かつそれを「人」と同一の位置に据えて「非宗教」的な存在としたことで、理論的に受容が可能となったことを指摘し、その意味で黙雷の「神 \parallel 祖先」論は、あくまで真宗教団の関係者のための理論であったと結論づけている。

第三部の第六章から第八章では、研究課題の第二、すなわち神仏合同の大教院が解散してのち、神道教導職の動向を示す神道事務局の制度と活動の一端を明らかにすることを目的としている。

第六章「神道事務局の設立と制度―その設置過程と初期の制度―」では、神道事務局の設立過程と初期の制度について考察している。その設立には、内部的要因（大教宣布運動における神道界の混乱）と外部的要因（神仏合併大教院の解

散)があり、これら内外の要因が重なったことによって、「神宮ヲ以テ神道ノ根本」とする神道事務局が設立された。そして神道事務局は設立当初より、これら内外の要因を意識した制度を編成し、明治八年十二月の神道教導職会議において、基本的な活動方針が定められたことを指摘している。

第七章「神道事務局の教育機関―生徒寮の制度的側面に関する一考察―」は、神道事務局が神官・教導職養成のために設置した生徒寮の制度的側面を考察したものである。本章では、まず生徒寮を皇典講究所の「前身」と位置づけ、各宗派の「自由布教」が認可された状況にあつて、神道事務局が独自の国民教化活動を十全に展開するためには、神道の布教に従事する有能な人材が必要であり、その養成が急務とされたことを指摘し、生徒寮の設置過程、組織と制度、教育課程について考察を進めている。

第八章「神道事務局と皇典講究所―生徒寮の設置から皇典講究所の創立へ―」は、第七章を受けて、設置以後の生徒寮の動向を考察したものである。生徒寮か

ら皇典講究所への展開をたどる場合に、生徒寮から太教校、それから皇典講究所へという過程が考えられることを指摘している。また一面においては、設置以後の生徒寮は、制度面・経済面の両面において不安定な機関であったが、明治中期以後の神道界・国学界を担った今泉定助・松本愛重・丸山正彦・桑原芳樹・畠山健といった人びとを輩出しており、その点からすれば、生徒寮の事業自体は失敗ではなく、むしろ大成功だったのではないかと指摘している。

終章では、本論文の結論を要約するとともに、今後に残された研究課題について言及している。また附論では、國學院大學に所蔵されている大教宣布関係資料のうち、河野省三博士記念文庫所蔵資料を中心に紹介し、合わせて、本論文に係のある門脇重綾「教部要説」（明治五年）と、「神道事務局教約」（明治六年）の翻刻を行なっている。

論文審査の結果の要旨

本論文「教部省の政策と神道事務局・皇典講究所」は、明治五年（一八七二）三月に設置された教部省によって展開された政策である教導職による国民教化政策（大教宣布運動）の発端とその終焉を迎える明治十七年八月の教導職全廃に至るまでの歴史的動向を制度面と思想面の相互関係を軸として論じたものである。

明治三年一月に渙発された「宣布大教詔」に始まる大教宣布運動は、明治二年十月に神祇官に附設された宣教使時代、そして明治五年から八年にかけての神道教導職主導による神仏合同布教の時代、さらには明治八年の神仏合同布教廃止による神道事務局設置以後の神官教導職分離と皇典講究所設置、そして教導職全廃に至る神道非宗教化に向けた時代、と大きく三つの時期に分けることが出来る。

本論文は、この三つの時期に分けられる大教宣布運動のうち、最も大々的に大教宣布運動が展開された教部省時代を中心に、教部省の国民教化政策とそれに従

事した田中知邦などの神道教導職の神道思想を具体的に分析し、ついでそれら神道思想を近代的宗教論と信教自由論の立場から批判し、ついには明治八年の神仏合同布教を廃止に追い込んだ西本願寺の僧侶・島地黙雷の政治的活動と神道論を論じたものであり、いわば神仏双方の神道思想を同時代の視点から考察しようとしている点にその独自性が認められよう。また、従来あまり言及されていなかった神仏合同大教院解散以後の神道教導職が独自に設置した神道事務局の制度的かつ思想的動向に焦点を当て、どのような過程を経て明治十五年に神道非宗教論に立脚した皇典講究所が設立されたのか、について具体的に考察している点も本論文の大きな特徴であろう。

言うまでもなく、本論文が考察の対象としている上記した時代の大教宣布運動に関しては、古くは戦前の徳重浅吉や藤井貞文らによる先駆的研究があり、また戦後においても教部省政策の展開と挫折を本格的に論じた宮地正人、あるいは教導職の制度的側面を精緻に論じた羽賀祥二など、さらには教部省政策の要である

大教院による神仏合同布教の実態を精緻に論じた小川原正道の近年の研究などがあり、論者が指摘するように大教宣布運動についてはこれまでも宗教史・教育史・政治史などの分野で多数の研究が蓄積されており、とりわけ宣教使・教導職の制度的側面については、ほぼその全貌が明らかにされてきたといつてよいのが現状と言えよう。

しかしながら、他方、大教宣布運動の拠点となった大教院における神仏教導職の神道思想、あるいはその解散後の神道教導職による神道事務局の組織・制度と思想についての研究はあまりなされていないことも事実であり、とりわけ本論文が主要な研究課題として設定している、(1) 神道教導職の思想の解明、(2) 神道事務局の制度と活動の解明、の二点については、これまでに藤井貞文が『明治国学発生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）において明治十年代前半に論議を呼んだいわゆる祭神論争をめぐる神道教導職の個別的意見・思想を網羅的に紹介しているものの、個別的具体的神道家・国学者の神道思想を取り上げての研

究はさほどされていない。

その意味でも、本論文で第一に注目すべきは、第三章「田中知邦の神道論―神官教導職の思想の一側面―」で考察の対象とされている田中知邦の神道思想の具体的分析であろう。知邦については、秋元信英や佐々木聖使などの先行研究があり、明治初年の宣教師時代から教部省時代、そして神道事務局設置へと展開する大教宣布運動を担った人物として多少は知られているが、大教宣布運動を具体的な神道思想の側面から考察する対象として専論的に取り上げられることはなかった。

論者は、田中知邦の生涯と神道思想について、(一) 神理解、(二) 存在世界の認識、(三) 靈魂観・倫理観・「安心」論の三点に整理して考察を加えているが、注目すべきは、知邦が人間の靈魂を「神の賦与し給ふ」ものであると認識していること、また人間の実践すべき倫理としては「忠孝」を重視することによって、日本人の「安心」とは「忠誠・功勳ノ大ナル」者となって「赫々タル神明ト仰ガ

レ、永ク其隆徳ヲ千載ニ垂レ、遠ク盛威ヲ万国ニ輝カス」ことにあること、その思想は神官教導職を辞した後の地方行政官時代にも一貫していることを『大教安心論概略』など、知邦の多くの著作から分析して明らかにしている点である。これによって、本論文の主要な研究課題である上記（一）神官教導職の思想の解明という目的もある程度達成されていると言えよう。

本論文の注目すべき第二点は、本論文の第一の研究課題である神道教導職の神道思想の解明と第二の研究課題である神道事務局の制度と活動の解明を繋ぐものとして、教導職制度に大きな変容を齎した島地黙雷の大教院分離運動とその神道論を考察していることである。島地黙雷の神道論である神道治教論が後の神官教導職分離による神道非宗教論の魁となり、ひいては「国家神道」の成立の大きな契機となったことは多くの研究者の指摘するところであるが、論者がこの島地黙雷の神道論は「神道治教」論と「神々祖先」論から成り立っていると指摘している点は重要であろう。しかしながら、この指摘が神道事務局の設立と組織・制度

及びその活動にいかなる関係を有し、影響を与えたのかについて踏み込んだ考察はなされていないことは遺憾であり、今後のより深い考察を加えるべき重要な課題であろう。

最後に、本論文で最も注目すべき点を挙げておこう。それは、本論文が第二の研究課題として設定している、明治八年の神仏合同大教院が解散した後の神道教導職による大教宣布運動の動向を示す神道事務局の設置とその制度及び活動の実態を明らかにするという目的をほぼ達成していることである。

明治八年三月に設立された神道事務局の制度や活動については、これまで資料の制約等からあまり研究が進んでいなかったのであるが、論者は國學院大學に所蔵されている河野省三旧蔵の神道事務局関係資料を調査・分析することによって、従来明らかでなかった神道事務局の制度と活動、とりわけ神道事務局の教育機関である「生徒寮」の実態を解明することに成功している。すなわち、河野省三旧蔵資料である「神道事務局章程大要」等の関係資料を用いて、神道事務局生

徒寮が仏教各宗派の「自由布教」が公認された状況において神道教導職が独自の
大教宣布運動・国民教化活動を展開するためには、大教である神道の布教に従事
する有能な人材育成のために設置されたことを明らかにし、その設置過程や組織
と制度、教育課程を詳細に紹介している。とりわけ注目されるのが、第八章「神
道事務局と皇典講究所―生徒寮の設置から皇典講究所の創立へ―」であろう。特
に、設置以後の生徒寮が制度面・経済面の双方において不安定な機関であったに
もかわらず、皇典講究所に深く関わり、明治中期以後の神道界・国学界を担っ
た今泉定助・松本愛重・丸山正彦・桑原芳樹・畠山健らのといった人びとを輩出
した点にその歴史的意義を見出していることは、皇典講究所・國學院大學の歴史
(校史)を研究する上でも重要な指摘となろう。

以上、本論文は、教部省から神道事務局を経て皇典講究所設立に至るまでの大
教宣布運動を軸とする神仏教導職の制度と思想について、鳥瞰的かつ個別的具體
的な視座から論じたものであり、明治初期から中期にかけての神道を中心とする

宗教史研究に新たな視点と成果を齎す業績と評価出来る。しかしながら、論者も自覚している通り、神道教導職の神道思想の実態を解明するためには田中知邦などだけでは不十分であることは言うまでもなく、また島地黙雷以外の仏教者が大教宣布運動にどのような宗教思想や神道観で参画したのか、あるいは教部省政策が神道事務局の設置、神官教導職分離・皇典講究所設置、そして教導職制全廃に至る過程でどのような部分が継承され、そして否定されたのか、といった近代日本の神道と宗教をめぐる重要な課題は依然として残されてはいるものの、論者にはこれらの課題に取り組み、解明する能力が十分にあるものと思慮する。よって、本論文の提出者戸浪裕之は、博士（宗教学）の学位を授与されるべき資格があるものと認める。

平成二十三年二月十八日

主查	國學院大學教授	阪本是丸	印
副查	國學院大學教授	大原康男	印
副查	國學院大學教授	武田秀章	印